

第1回有識者会議における主な意見への対応等

区分	主な意見	対応等
1 検討の内容・進め方について	① 中身の部分について各都道府県のあり方を抽出しているデータをもとに議論していくとともに、さらにはもっと広がって行き渡るといような所を肉付けしていくことが必要。	・他都道府県の条項のうち、多くの他都府県が採用している条項を採用し、骨子案を作成。
	② 当県が後発であるからこそ、今、他県の条例を見比べて、いいところ取りではないが、各委員が現状の問題・課題として挙げられた中身も盛り込めるような条文の構成にしていきたい。	・第1回有識者会議でのご意見をもとに、文言等を追加（主な対応の3-②参考） ・肉付け、委員の問題・課題については第2回有識者会議において議論いただく。
	③ 市町村レベルでの特化条例と、都道府県レベルでの特化条例、それぞれの役割の分担をどうするのかというのは考えなければならない。特に愛知県のように、市町村レベルで、特化条例は名古屋市以外ほとんど制定されていないということになると、調整ということも条例の中で一つ大きな課題になる。	・市町村に対しては、条例制定以後に働きかけを行っていく。
	④ 幅広く掬うようにするのか、或いは、きちんと被害者に届くように、確実な条例とするのかというのは対象の範囲を、今後考える余地があるのかと思う。	・条例の方向性については、第2回有識者会議で議論いただく。
	⑤ 犯罪被害者「など」というところの、範囲をどこまで入るのかということが決まらなないと、全体の枠組みにそれがまた影響してくるのかなというところがあり、それがまず入り口になる。	・「など」の範囲については、第2回有識者会議で議論いただく。
	⑥ 警察に届け出をなされない方がいらっしゃる場合、その方の支援というのはなかなかハードルが高い。被害者の定義の難しさというのを感じている。	・被害者の定義については、第2回有識者会議で議論いただく。
	⑦ 被害当事者には様々な方がいる、DV被害、性犯罪、交通犯罪、たぶん少年犯罪も入るのかもしれないが、そういった多様な被害者の方の声を反映させていただきたい。	・犯罪被害当事者・団体へのヒアリングを実施。
	⑧ 犯罪被害者の声を一つ一つ拾ってもらえた、被害者が「助かった」と思えるような、辛さや悲しみに、手が届くような条例にしていきたい。	・犯罪被害当事者・団体へのヒアリングを実施。

区分	主な意見	対応等
2 条項に関して	① 「二次被害」の文言は是非入れていただきたいところがある。	・(2) 定義に二次被害を明記 ・基本理念、県民、事業者に二次被害を生じさせないように十分配慮することを明記。
	② 「再被害」の条文もスタンダードとして記載されているため、入れていただきたい。	・(2) 定義に再被害を明記。
	③ 県の条例を作って市町村の役割や責務についても明記した方がいいんじゃないか。	・市町村の役割・責務については地方分権の観点から、条例には記載しない。
3 支援の時間軸に関して	① 犯罪に遭ったその日から、日常生活が変わってしまうということを考えると、まさに経済的とか生活への支援体制、そして、長期的な、精神的な支援も考えて欲しい。	・(3) 「基本理念」の項目に、必要な支援について「迅速に講じ」の文言を明記。
	② 被害者を支援する人材を育成し、支援が途切れないように、連続性を保つような形で行っていただきたい。	・(3) 「基本理念」の項目に必要な支援について「途切れなく提供」の文言を明記。 ・(19) 「人材育成」の項目を明記。
	③ 事件、事故に遭った直後の心の状態と、心の状態というか、そこでのニーズと、それから、生活されていくということで、変わっていく。変わらないものもあるけれど変わっていくこともあるため、中長期的な視点が欲しい。	・(3) 「基本理念」の項目に必要な支援について「途切れなく提供」の文言を明記。

区分	主な意見	対応等
4 支援体制に関して	① ワンストップで県なり市町村の窓口がきちんと確保されていて、その連続性が担保されていることが、支援のハブと いうか、支援の拠点として大事なこと。	・(9)「総合的な支援体制の整備」の中で、条例施行後、改めて条例に基づく取組として検討。
	② 条例ができた後、それをどう運用していくかということで、愛知県からすると、名古屋市以外の自治体と連携ということも条例に盛り込むのだろうが、それも条項を置くだけではなくて、調整を実際にする場を、条例で設けてもらえないか。条例を作ったことで起こる問題なんかもそういうところで解決できるものがあるといいんではないかなと思う。	
	③ 臨床心理士や社会福祉士といった、対人援助ができる方を支援窓口にならず置いていただきたい。異動のない専門職の方を必ず置いていただくということがとても大切だと思う。	
	④ この有識者会議のように、被害者の意見を聞きましょうということで、車座になって関係機関の方と話ができるという機会はあまりない。今後、この検討会を機に、そういった調整会議等にも是非被害者を入れていただきたい。	
5 その他	① 色んな制度ができているというわけだが、結局のところ被害者の方々にそれがどこまで届いているのかという問題が大きくあるのではないかな。	・支援の指針を策定する際の参考とさせていただく。
	② 色んな制度があるが、制度はできているが、実績をみるとすごく少ないということもあり、まだ少し被害者の方に使いやすい形になっていないとすごく残念に思っている。そういう意味では被害者の方にとって使いやすい制度、丁寧なものになるといいかなと思うし、使うときに色んな煩雑な手続きが簡便にならないかなと思う。	
	③ 中高生などで、SNS で安易に情報を曝け出し、性被害に遭われた方が多い。私たちの理解を超える事件に巻き込まれているので、そういった方たちに性教育というのはすごく必要だなということを最近感じている。	

区分	主な意見	対応等
5 その他	④ 事業者への理解を促進、向上して、場合によっては様々なことで仕事を休まざるを得ないと思うが、介護休暇や育児休暇のような制度をぜひ検討してもらえないか。	・支援の指針を策定する際の参考とさせていただく。
	⑤ 最近制定された特化条例で効果があったというのは、東京都が法律相談で、最大 30 分までということで制度として入っている。法律相談料 30 分無料ですという形だと分かりやすいため、使いやすいという声がある。そういった制度も御検討いただけるといいかなと思う。	
	⑥ ある種事例とか具体的なことをベースにした相互研修とか、そういうのも欲しいなとか、あったらいいなと思う。	